

高岡市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果 の縦覧手続等に関する条例施行規則

平成17年11月1日

規則第102号

改正 平成27年3月31日規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、高岡市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例(平成17年高岡市条例第128号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告書等の縦覧時間等)

第2条 報告書等の縦覧時間は、午前9時から午後4時までとする。

2 条例第3条第2項の規定による縦覧期間のうち、高岡市の休日を定める条例(平成17年高岡市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日においては、報告書等を縦覧に供しない。

(縦覧の場所)

第3条 条例第3条第1項第1号に規定する縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 高岡市市民生活部環境サービス課
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

(縦覧申込書の提出先)

第4条 条例第4条に規定する縦覧申込書の提出先は、縦覧しようとする報告書等の縦覧場所とする。

(意見書の提出先)

第5条 条例第6条の規定による意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 高岡市市民生活部環境サービス課
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の高岡市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例施行規則(平成12年高岡市規則第36号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成27年3月31日規則第36号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。